

令和6年1月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和6年1月総会議事録

1 日 時 令和6年1月16日（火） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所3階会議室

3 付議事件
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)

第3号 農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について
(利用権39件・農地中間管理事業に係る利用権4件)

報告事項

1 土地現況証明報告（非農地証明） (4件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(16件・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更11件)

3 公共事業の施行に伴う農地の転用について (1件)

4 その他

・次回総会 2月15日（木） 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 2月 2日（金） 予定

4 出席委員（16人：議席順）

1番 岡藤 英雄 2番 村岡 清美 5番 大田 寛治

6番 河野 八千代 7番 中野 晴人 8番 山近 洋祐

9番 末永 恵子 10番 高林 司 11番 林 一志

12番 木村 友則 13番 名和田 栄治 14番 林 弘幸

16番 木村 正雄 17番 大汐 光晴

18番 深水 一男（会長職務代理者）

19番 大野 耕作（会長）

5 欠席委員（3人）

3番 岡島 史真 4番 西村 志おり 15番 大田 裕美

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 坂倉 幸三

書 記 北村 実瑛

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和 6 年 1 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 3 件、報告事項 3 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、12 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 6 年 1 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名、本日の出席委員は 16 名、欠席委員は 3 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

13 番、名和田栄治委員、14 番、林弘幸委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 1 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,107 m²。ほか 3 筆。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市大字●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、数年前より利用権設定を受け、水稻を作付

けしている。自宅前でもあり、譲渡人からの申し出があったのでこれに応じることとした。譲渡人は、数年前より利用権設定し耕作の依頼をしていたが、高齢により管理不能となり所有権を贈与する。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から北東へ約 4.2km に位置する農地です。

また、3 ページから 5 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 6 番、河野委員、補足説明をお願いいたします。

6 番

6 番、河野です。

1 月 9 日、深水職務代理人、鈴川推進委員、事務局 2 名と、私の 5 名で現地調査を行いました。

以前より●●さんが水稻の作付をされている農地であり、きれいに整備されていて、所有権の移転後も変わりなく耕作されると思います。

別に問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
引き続き、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。
番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,077㎡。ほか2筆。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市大字●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、自己所有地の隣接農地として利用権設定により耕作中であるが、譲渡人の申し出により所有権を移転しようとするもの。譲渡人は、●●市に転出しており、農地の管理ができないため手放したいもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び6ページをご覧ください。●●から南東へ約300mに位置する農地です。

また、7ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

	以上です。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。
議 長	引き続いて、当地区担当の 7 番、中野委員、補足説明をお願いいたします。
7 番	7 番、中野です。 1 月 9 日に、深水職務代理者さん、事務局の方々、鈴川推進委員さんと私で現地調査を行いました。 事務局からの説明がありましたように、現在すでに利用権設定をされて耕作をされていますし、問題はないと思います。 皆様方のご審議を、よろしくお願いしたいと思います。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明に入ります。2 ページをご覧ください。 議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。 農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和 6 年 1 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号 1。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに田、面積は 1,194 m²。 譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。 譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。ほか 2 名。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、公用駐車場です。

理由としまして、譲受人は、工場用地造成計画に伴い、公園、緑地を設置することから、利用者の利便性を考慮し、近隣地である申請地に駐車場を整備することとした。譲渡人は、高齢のため耕作が困難となり、農業後継者もおらず、他に農作業の委託先も見つからないことから、売買に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び8 ページをご覧ください。●●から西北西へ約 1.4km に位置する農地です。

また、9 ページには公図、10 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に該当します。

本案件は、農地法第5条第2項第2号が規定する、「申請に係る農地等に代えて周辺の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当し、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、議決済み予算要求書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当は、15 番、大田委員ですが、本日は欠席しておりますので、現地確認当日、私の代理で現地を確認していただいた、18 番、深水委員、補足説明をお願いいたします。

18 番

18 番、深水でございます。

1 月 9 日、事務局、当地区担当の大田委員さんと私で現地調査を行いました。

議案に転用の理由というのが書いてありますが、その中で、造成工事を行うということと。その付近に、公園、緑地帯を設置するということが書かれています。必須条件というものを私は知らなかったので確認したところ、公園、緑地帯を設置することが必須条件ということであったので、今回の申請地はそれに該当する場所ということであります。

こういう事業でありますので、問題はないと思います。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(意見、質問なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。3 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による下記農地利用集積等促進計画の申請があったので、審議を求める。

令和 6 年 1 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 6 年 2 月 1 日の公告となります。

従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなって

おります。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借が、三隅地区が、6 件 8 筆の 10,410 m²。長門地区が、2 件 6 筆の 7,625 m²。日置地区が、3 件 9 筆の 22,380 m²。油谷地区が、14 件 23 筆の 64,125 m²。

計が、25 件 46 筆の 104,540 m²です。

使用貸借が、三隅地区が、4 件 8 筆の 12,516 m²。日置地区が、1 件 3 筆の 6,071 m²。油谷地区が、9 件 17 筆の 28,868 m²。

計が、14 件 28 筆の 47,455 m²。

合計しますと、三隅地区が、10 件 16 筆の 22,926 m²。長門地区が、2 件 6 筆の 7,625 m²。日置地区が、4 件 12 筆の 28,451 m²。油谷地区が、23 件 40 筆の 92,993 m²。

総計が、39 件 74 筆の 151,995 m²となります。

詳細につきましては、4 ページ以降をご覧ください。

次に、9 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

使用貸借ですが、日置地区のみで、4 件 11 筆の 15,254 m²です。

詳細につきましては、10 ページ以降をご覧ください。

改正前基盤強化促進法第 18 条第 3 項及び中間管理事業法第 18 条第 4 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、お気づき等ありましたらご意見をお願いいたします。

併せて、議案全体についての質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

9 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

9 番

9 番、末永です。

4 ページ、13 番の利用権設定を受ける●●さんですが、この方の住所は●●市になっていますが、●●市から移住して耕作されるのか、それとも、●●市から通って耕作されるのか、どちらでしょうか。

事務局長 補佐	はい、お答えいたします。 この方は、以前にもあったと思いますが、通って耕作されると伺っています。
9 番	はい、分かりました。
16 番	はい。
議 長	はい、どうぞ。
16 番	16 番、木村正雄です。 4 ページ、9 番と 10 番の利用権設定を受ける●●さんは、●●の方だと思うんですけど、9 番は面積的に多いと思いますが、何を作られるんでしょうか。
事務局長 補佐	はい、お答えいたします。 この特定非営利活動法人●●は、●●の方が従事される N P O 法人でございます。法人で農地を借りて、野菜の作付けをされるそうで、●●の方に作業していただくことになっております。
16 番	はい、分かりました。
議 長	他にどなたか、質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、承認することに決定をいたしました。 引き続きまして、報告事項に入ります。 報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、説明に入らせていただきます。12 ページをご覧ください。

と思います。

報告事項 1、土地現況証明報告でございます。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、登記地目は畑、面積は 642 m²。

申請者は、●●▲▲番地、●●さん。

現地は山林となっており、農地としての活用は不可能な状態となっていることから、令和 6 年 1 月 9 日に深水職務代理人、大田農業委員、濱村推進委員、事務局とで現地を確認いたしまして、令和 6 年 1 月 9 日付けにて山林として証明をしております。

ほか 3 件の土地現況証明報告となります。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 2 についての説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入ります。13 ページをご覧くださいと思います。
報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、通常の利用権設定に係る合意解約でございます。

番号 1。

通知者ですが、貸付人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

借受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は 1,020 m²。
ほか 2 筆。

令和 5 年 11 月 9 日に合意解約しております。

ほか 15 件の合意解約となります。

続きまして、16 ページをご覧くださいと思います。

農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更でございます。

番号 1。

旧借受人は、●●▲▲番地、株式会社●●。

新借受人は、●●▲▲番地、農事組合法人●●。

土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は田、面積は 4,820 m²。ほか 1 筆。

契約期間は、令和 6 年 2 月 22 日から令和 15 年 11 月 30 日までとなって

おります。

ほか 10 件の耕作者変更となります。

報告事項 2 については、以上となります。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 1 についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 3 についての説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明をいたします。18 ページをご覧くださいと思います。
報告事項 3、公共事業の施行に伴う農地の転用について、でございます。
番号 1。

内容としましては、令和 5 年度一般県道●●線単独道路改良、工事第 11 工区、第 12 工区施工のための施工ヤードとして一時転用するという計画でございます。

令和 6 年 1 月 9 日に受理しております。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 3 についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

報告事項は、以上となります。

続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐

それでは、事務連絡をいたします。

次回の農業委員会定例総会ですが、令和 6 年 2 月 15 日、木曜日、9 時 30 分から、長門市役所本庁 4 階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、2 月 2 日、金曜日を予定しております。
該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等連絡いたしますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

事務連絡については、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
ご苦勞様でした。お疲れでございました。

終了時間 午前 10 時 29 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和6年1月16日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 名 和 田 栄 治

議事録署名委員 林 弘 幸